

令和8年4月1日より開始

行政手続のオンライン化「電子申請」のご案内



電子申請でできること・メリット

四日市市の管理する道路・水路・河川・公園の公共施設を対象とした申請手続について、「四日市市電子申請システム」を利用することで、窓口に来庁することなくオンラインで手続きを完了できるようになります。

来庁・書類持参が不要

市役所の窓口へ足を運ぶ必要がなく、オフィスや自宅から申請が可能です。

24時間いつでも申請可能

休日や平日の夜間など、窓口の時間外でもご都合に合わせて申請いただけます。

クレジットカード決済・電子交付

占用料のカード決済や、許可書（PDF）の受領までシステム上で完了します。
※一部対応していない手続きがあります。

工事完了届も電子対応

許可後の工事完了届も電子申請で提出可能。
申請から完了まで、一連の手続きがスムーズに。
※工事届は一部対応していない手続きがあります。

マイページ・代理申請対応

マイページから申請履歴の確認ができます。
電子署名を行うことで、代理申請も可能です。

電子申請に対応する手続き

道路	水路・河川	公園
<ul style="list-style-type: none"> 道路占用許可申請 公共物（道路）使用許可申請 道路工事施行承認申請 公共物（道路）加工許可申請 	<ul style="list-style-type: none"> 公共物（水路）使用許可申請 公共物（水路）加工許可申請 公共物（水路）使用権譲渡承認申請 公共物（水路）使用権承継届 公共物（水路）使用廃止届 行政財産（土地・建物）使用許可申請 ※上下水道局総務課のみ 公共物使用の継続許可申請 ※上下水道局総務課のみ 河川法許可申請 ※河川排水課のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設設置許可申請 公園施設管理許可申請 公園占用許可申請 公園緑地加工許可申請 公園施設の設置・管理・占用の継続許可申請
<ul style="list-style-type: none"> 道路占用権または公共物使用の譲渡承認申請 道路占用権または公共物使用の承継届 道路占用または公共物使用の許可事項変更届 道路占用または公用物使用の廃止届 道路占用または公共物使用の継続許可申請 		<p>※申請手続の一部では、変更申請手続についても電子申請に対応しています。</p> <p>※工事の伴う申請手続の一部では、工事届の届出手続についても電子申請に対応しています。</p>

留意事項

- 電子申請には「四日市市電子申請システム」の利用者登録が必要です。
- 代理申請を行うには、個人の場合は電子証明書付マイナンバーカードによる電子署名、事業者の場合は事業者向け電子証明書による電子署名が必要です。
- （占用料が生じる場合）クレジットカード以外の占用料決済は、納付書払い（別途郵送）となります。
- （占用料が生じる場合）翌年度以降の占用料については、別途郵送される納付書での支払となります。
- 電子交付される許可書はPDF形式であり、電子証明書ではありません。

四日市市電子申請システムの利用方法等の詳細については、右記のQRコードからポータルサイトへアクセスしてください。
また、電子申請に対応する各手続に関する内容については、右記の各担当課までお問い合わせください。



各手続の担当課

道路	→	道路管理課	TEL : 059-354-8210
水路・河川	→	河川排水課	TEL : 059-354-8357
公園	→	公園緑政課	TEL : 059-354-8197
水路	→	上下水道局総務課	TEL : 059-354-8354